

岩手大学高圧ガス危害予防規則

平成16年4月1日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条及び一般ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「規則」という。）第18条に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）における高圧ガスの製造、移動及び使用（以下「製造等」という。）について必要な事項を定め、高圧ガスによる災害を防止し、もって学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 高圧ガス 1メガパスカル以上に加圧されたヘリウムガス、液化ヘリウム及び液化窒素をいう。
- 二 寒剤 液化ヘリウム及び液化窒素をいう。
- 三 製造施設 岩手大学研究支援・産学連携センター研究基盤管理・機器分析ユニット（以下「ユニット」という。）が管理運営する低温室をいう。
- 四 製造設備 ヘリウム液化装置（付帯する設備を含む。）、ヘリウムガス回収装置及び液化窒素貯槽（付帯する導管等の設備を含む。）をいう。
- 五 製造 1号のヘリウムガス及び液化ヘリウムの製造をいう。
- 六 容器 液化ヘリウム及び液化窒素を保管、移動するための容器をいう。
- 七 移動及び使用 高圧ガスを製造施設から容器で使用場所に移動し、実験等の使用に供することをいう。
- 八 協力会社 法第59条の9第1号から第7号までに定める資格を有し、本学の保安維持に関係する者をいう。

(保安教育計画)

第3条 岩手大学長（以下「学長」という。）は、法第27条第1項の規定に基づき、岩手大学高圧ガス保安教育計画（以下「保安教育計画」という。）を別に定める。

(保安管理体制)

第4条 高圧ガスの保安管理体制は、別図によるものとする。

(保安管理の総括)

第5条 学長は、高圧ガスによる危害防止に関する保安業務を総括する。

(保安企画推進員の選任)

第6条 危害予防規則の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガスの製造等に係る保安に関する業務を行わせるため、高圧ガス製造保安企画推進員（以下「保安企画推進員」という。）を置く。

2 保安企画推進員は、岩手大学研究支援・産学連携センター長（以下「センター長」という。）又はセンター長が指名する者をもって充て、学長が委嘱する。

(保安企画推進員の職務)

第7条 保安企画推進員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 危害予防規則の立案及び整備を行うこと。
- 二 保安教育計画の立案及び推進を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか高圧ガスの製造等に関する基本的方針の立案を行うこと。
- 四 高圧ガスの製造等に係る保安についての第12条に定める諸基準に関し、指導及び勧告を行うこと。
- 五 防災訓練の企画及び推進を行うこと。
- 六 災害が発生した場合におけるその原因の調査及び対策の検討を行うこと。
- 七 高圧ガスの製造等に係る保安に関する情報の収集を行うこと。

(保安統括者及びその代理の選任)

第8条 高圧ガスの製造等に係る保安に関する業務を統括管理させるため、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を置く。

- 2 保安統括者は、ユニットに置かれている低温室長（以下「責任者」という。）をもって充て、学長が委嘱する。
- 3 保安統括者に事故あるときに、その職務を代行させるため、保安統括者代理を置く。
- 4 保安統括者代理は、ユニットの職員をもって充て、学長が委嘱する。

(保安係員及びその代理の選任)

第9条 法第27条の2第4項の規定に基づき、製造施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造等の保安に係る技術的な事項を管理させるため、高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）を置く。

- 2 保安係員に事故あるときに、その職務を代行させるため、保安係員代理を置く。
- 3 保安係員及び保安係員代理は、法第29条に定める製造保安責任者免状を有する者の中から保安統括者の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(保安係員の職務)

第10条 保安係員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 製造施設の位置、構造及び製造設備が法第8条第1号の技術上の基準に適合するように維持、監督すること。
- 二 製造の方法が法第8条第2号の技術上の基準に適合するように監督すること。
- 三 第17条に定める定期自主検査の実施について監督又は指導し、その結果を記録・保存すること。
- 四 第12条第1項第3号に定める製造設備及び容器点検基準に基づく巡視及び点検を行うこと。
- 五 諸基準の作成に関し、助言を行うこと。
- 六 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。
- 七 岩手県知事が行う保安検査、立入検査、完成検査等に立会い、それらの結果に基づき、必要な対策を行うこと。

(規則等の遵守)

第11条 高圧ガスの製造等のため製造施設に立ち入る者及び高圧ガスの使用者は、法令に定めるもののほか、この規則に定める諸基準（以下「規則等」という。）を遵守するとともに、保安統括者及び保安係員が高圧ガスの製造等に係る危害を防止するために行う指示に従わなければならない。

(諸基準の整備)

第12条 保安統括者は、高圧ガスの危害防止に資するため、次の各号に掲げる基準を整備しなければならない。

- 一 運転操作基準
- 二 製造設備及び容器管理基準
- 三 製造設備及び容器点検基準
- 四 異常時の措置基準
- 五 寒剤使用基準

2 前項各号に定める基準は、研究支援・産学連携センターが定めるものとする。

(運転及びその管理を行う者)

第13条 製造設備の運転及び操作は、保安統括者が適格と認めた者が行う。

- 2 保安係員は、運転及び操作を管理・監督する。
- 3 保安上重要な運転及び操作は、保安係員若しくは保安統括者が教育した者が行う。
- 4 未経験者が運転及び操作を行うときは、保安係員又は保安統括者が直接監督しなければならない。

(運転、操作の方法)

第14条 製造設備の運転及び操作は、第12条第1項第1号に定める運転操作基準並びに取扱説明書に定められた運転及び操作方法により行わなければならない。

(製造施設等の技術基準)

第15条 第10条第1号及び第2号に定める製造施設、製造設備及び製造方法（以下「製造施設等」という。）の技術基準の内容は、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「保安規則」という。）第6条第1項第1号、第2号、第11号、第12号、第13号、第14号、第18号、第19号、第27号、第30号、第41号、第42号、第2項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号に定めるところによる。

(製造施設への立入りの禁止等)

第16条 保安統括者又は保安係員の許可を得た以外の者は、製造施設に立ち入ることができない。

- 2 製造施設及びその周辺の指定された区域内では、火気を取り扱ってはならない。

(定期自主検査)

第17条 学長は、法第35条の2の規定に基づく定期自主検査を実施しなければならない。

- 2 定期自主検査の具体的な方法等は、保安規則第83条の規定に基づき、別に定める。

(工事等を行うときの保安管理)

第18条 学長は、施設の新増設及び補修等の工事を行うときは、第15条に定める技術基準によるもののほか、次の各号に掲げる事項について措置しなければならない。

- 一 保安統括者又は保安係員は、工事全般に関し、監視を行う。
- 二 保安統括者又は保安係員は、工事着手前にページ（不純ガス等の除去をいう。）、清掃その他の保安措置を確認し、工事完了及び運転開始に際しては、保安措置を確認する。
- 三 学外者の行う工事等は、特に注意して監視し、技術基準を遵守するよう監督する。

(不調、故障に対する措置)

第19条 学長は、運転の不調又は故障が生じた場合は、異常の原因を調査し、対策を検討しなければならない。

(規則等に違反した者の措置)

第20条 保安統括者は、この規則等に違反した者があったときは、その者に対して改めて教育訓練を実施し、保安の確保を図るものとする。

(管理監督の方法)

第21条 学長は、協力会社の必要が生じた場合には、協力会社の保安上の責任範囲を具体的に定め、保安統括者は、協力会社の作業基準の作成を指導し、保安係員は、協力会社の従業者が基準を遵守するよう監督しなければならない。

(保安教育)

第22条 学長は、保安教育計画に従い、協力会社の従業者に対し、教育及び訓練の実施並びに協力会社の行う教育等の指導を通じ、保安を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(知事への申請等)

第23条 学長は、製造施設等の変更等をしようとするときは、岩手県知事に申請し、許可を受けなければならない。

2 学長は、規則の改廃があった場合には、速やかに岩手県知事に届け出なければならない。

(帳簿)

第24条 法第60条第1項の規定に基づき、管理、運転操作、巡視及び点検等に関する事項を記録するための帳簿を備え、保存する。

2 帳簿に関する具体的な内容は、保安規則第95条に定める事項に基づき、別に定める。

(規則の改廃)

第25条 この規則の改廃は、岩手大学教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別図（第4条関係）

